

令和元年6月14日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03093

研究課題名(和文)江戸幕府法における刑事事件の処理と「手続きの選択」——吟味筋かそれとも出入り筋か

研究課題名(英文)Criminal cases and judicial procedure in Tokugawa Japan

研究代表者

大平 祐一(OHIRA, YUICHI)

立命館大学・文学部・授業担当講師

研究者番号：00102161

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、江戸時代の刑事裁判手続について、(1)犯罪が発生した現地では、被害者側が加害者を相手どって幕府中央の奉行所に訴え出ること(出入筋)が推奨されたこと、(2)幕府中央の奉行所は、その訴えが「犯罪の嫌疑濃厚」と判断すれば、加害者の身柄拘束・送致、召喚を命ずるという「吟味筋」の手続をとり、「犯罪の嫌疑濃厚」と思われない場合は、目安裏判により加害者を出廷させ、被害者側と法廷で対決させるという出入筋の手続をとったこと、そして(1)(2)に共通する理由として、奉行所の有罪立証の負担軽減を指摘した。そのことが有罪立証できないことによる奉行・奉行所の権威失墜を回避する意味を持ったことも指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、従来、未解明であった「手続の選択」問題につき、(1)犯罪の発生地で「私人による出訴」(出入筋)が推奨されたことや、その背景理由について新たな見解を示すことができた。(2)幕府中央の奉行所での「手続の選択」についても「犯罪の嫌疑の濃淡」という視点からその理由を明かにすることができた。「犯罪の嫌疑濃厚」とな事件を吟味筋(刑事裁判手続)に委ねるという方針がとられていたことを明かにし、幕府の刑事司法・刑事政策の一端を解明することができた。犯罪の嫌疑が濃厚で有罪の可能性が確実な者のみを起訴するという、現在の刑事司法の歴史的背景を考える一素材を提供することができた。

研究成果の概要(英文)：In the time of Edo period, victim was recommended to bring a suit against the perpetrator. After checking the complaint of the victim, judge of the shogunal central court decided to order the local officers to arrest the perpetrator and take him to the court when it seemed that there was a heavy charge of crime. When it seemed that there was no crime suspicion, judge ordered the victim to bring the court subpoena to the perpetrator and to confront him in the court. It seems that there was a desire of authorities to avoid the burden to prove a guilty of perpetrator. That seems to have the meaning of avoiding the risk of failure of guilty proof by authorities.

研究分野：日本近世法史

キーワード：吟味筋 出入筋 他領他支配関連刑事事件 手当呼出 心附呼出 奉行所吟味願 私人による出訴 手続の選択

## 様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

江戸時代の裁判手続には吟味筋と出入筋という二つの手続があり、従来、「吟味筋」は刑事裁判手続、「出入筋」は、私人間の紛争を解決する手続であり、民事・刑事両裁判手続の合体したものであると言われてきた。そして、殺人、密通、強姦などの重罪犯罪は「吟味筋」の主たる対象であり、比較的軽微な犯罪が「出入筋」の対象とされていたと言われてきた。しかし、実際の史料を見ると、殺人を始めとする各種刑事事件が「出入筋」で扱われることもあることが分かり、従来の見解に素朴な疑問を抱いたのが本研究の背景であった。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、江戸幕府の裁判制度のもとで、刑事事件は発生後、どのような事件が「吟味筋」扱いとされ、どのような事件が「出入筋」扱いとされたのかという「手続の選択」を解明し、「手続きの選択」がどのような理由によりなされたのか、そして、「手続の選択」は何を意味したのかを明かにすることにより、幕府の刑事司法、刑事政策の一端を明らかにすること、そしてそのことにより、江戸幕府の裁判手続に関する従来定説を再考し、手続法の全体像についての見通しを示すことであった。

### 3. 研究の方法

江戸時代、大名領(藩)、旗本領(知行所)、幕府代官所内で起こった刑事事件の審理は、それぞれ藩、知行所、代官所で行われた。しかし、加害者、被害者の一方が別の藩や知行所、代官所に属する者の場合、すなわち加害者と被害者が別々の裁判管轄に属する場合の刑事事件(他領他支配関連刑事事件)は、個別の大名、旗本、代官の裁判権は及ばず、幕府中央の奉行所(評定所)が裁判権を独占していた。本研究ではこの他領他支配関連刑事事件に焦点を当て、まず、犯罪発生地において、刑事事件が、「私人による出訴」(「出入筋」)と「奉行所吟味」(「吟味筋」)のどちらの手続で扱われたのか、そして、「私人による出訴」がなされた他領他支配関連刑事事件について、幕府中央の裁判所は、「吟味筋」、「出入筋」どちらの手続で扱ったのかという「手続の選択」問題を、幕府中央の裁判実務担当者であった評定所留役が作成した各種資料や各種裁判関係史料を手掛かりにして明らかにした。

刑事事件について「私人による出訴」がなされ訴えが受理された場合、幕府中央の奉行所(評定所)での審理でどのように扱われたのかは、従来、「出入筋の手続で処理された」という想定がなされただけで、実際の審理でどのように扱われていたのかは全く不明であった。本研究では、殺人という典型的な刑事事件をとりあげ、審理の実態を初めて明らかにすることが出来た。

### 4. 研究成果

本研究では、江戸時代の刑事裁判手続のなかで、従来、未解明であった「手続の選択」問題および「出入筋」での刑事事件の審理につき、次のような点を明らかにすることが出来た。

(1) 犯罪が発生した現地では、被害者側が加害者を相手どって幕府中央の奉行所に訴え出る「私人による出訴」(「出入筋」)が推奨された。その背景には、私人の訴訟要求の充足ならびに犯罪の嫌疑がはっきりしない事案については、私人間の紛争を解決する手続である「出入筋」の手続により、有罪の立証を訴訟人(被害者側)に委ねるのが無難であろうという考えがあった。

(2) 刑事事件につき「私人による出訴」がなされた場合、幕府中央の奉行所は、訴状審査の結果、その訴えが「犯罪の嫌疑濃厚」と判断すれば、加害者の身柄拘束・送致、召喚を命ずるという「吟味筋」の手続をとり、「犯罪の嫌疑濃厚」と思われない場合は、目安裏判により加害者を出廷させ、被害者側と法廷で対決させるという「出入筋」の手続をとった。すなわち、犯罪の嫌疑濃厚な事案を刑事裁判手続に委ね、犯罪の嫌疑濃厚ならざる事案を私人間の紛争解決手続である「出入筋」の手続に委ねたのである。従来は、「私人による出訴」があった場合、犯人を身柄拘束して江戸の奉行所に送致するものを「吟味筋」と理解し、訴訟人の目安に裏判を与え、相手方に送達させるものを「出入筋」と考えられてきたが、そのような理解は正確では無かったことが判明した。

(3) ここから、幕府中央の奉行所は、犯罪の嫌疑が濃厚な事案のみを刑事裁判手続に委ね、犯罪の嫌疑が濃厚でない事案は私人間の紛争解決手続(「出入筋」)に委ねるという方針をとっていたこと、そのことにより、犯罪の嫌疑が濃厚でない事案につき有罪の立証負担を負うことを回避しようとしていたことがわかる。そこには有罪立証できないことによる奉行・奉行所の権威失墜を回避するという意図も読み取ることが出来る。

(4) 捜査体制が必ずしも十分ではなかった当時に於いて「私人による出訴」(出入筋)が推奨されたことは、国家が犯罪者を処罰するシステムの中で、私人も一定の役割を果たしていた—あるいは、果たさせられていた—といえる。

(5) 本研究では、幕府中央の奉行所で「犯罪の嫌疑濃厚」な事件のみを「吟味筋」(刑

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

事裁判手続）に委ねるという方針がとられていたこと、それが奉行・奉行所の有罪立証負担の軽減と有罪を立証できないことによる権威失墜の回避という意味を持ったことも指摘し、幕府の刑事司法・刑事政策の一端を解明することができた。犯罪の嫌疑が濃厚で有罪の可能性が確実な者のみを起訴するという、現在の刑事司法の歴史的背景を考える一素材を提供することができた。

（6）「犯罪の嫌疑濃厚」と思われぬ場合は、加害者の身柄拘束・送致、召喚を命じないという、上記の奉行所の方針は、「疑わしきは拘束せず」ということを意味する刑事訴訟法の歴史上、画期的な方針であった。しかし、それは、「不当な自由の拘束の回避」や「冤罪の防止」という崇高な理念からではなく、身柄拘束・送致を担う現場の負担軽減という経済的な理由に基づくものであった。

（7）奉行所の「疑わしきは拘束せず」という方針には例外もあり、犯罪の嫌疑が必ずしもはっきりせず、被害者が相手を疑っているだけと思われるような場合であっても、事案が放置できない重要な案件と思われる場合は、被疑者を拘束・送致する場合もあった。その意味で、「疑わしきは拘束せず」という方針もあまり過大に評価することはできない。したがって、刑事事件について「私人による出訴」がなされた場合、その取扱は、次のような三通りの取扱となる。

犯罪の嫌疑が濃厚と思われる場合 被疑者の身柄を拘束して江戸の奉行所まで護送を命ずる。

犯罪の嫌疑が濃厚とは思われず、訴訟人が「相手が犯人である」と言っているだけの場合 目安に裏判を与え、それを訴訟人に持参させ、相手方に届けさせる（本人送達主義）

犯罪の嫌疑が必ずしもはっきりせず、被害者が相手を疑っているだけと思われるような場合であっても、事案が放置できない重要な案件と思われる場合 被疑者を拘束・送致する場合もあった。

（8）これまで、刑事事件が「出入筋」でどのように取扱われるのかを明らかにした研究は見られなかった。また、刑事事件が幕府の評定所でどのように審理されたのか、どのような尋問、答弁のやりとりがなされたのかを明らかにした研究も見られなかった。そこで、本研究はその一例を提供して若干の考察を行った。具体的には、江戸時代前期の「人殺出入」に関する評定所での審理とその若干の特徴について明らかにした。

取り上げた事案は、豊岡藩熊谷村の治右衛門が、出石藩久斗山村の鉄山で盗人とみなされて殺されたため、治右衛門の息子たちが加害者を相手どって目安で訴え、幕府の寺社奉行所に出訴した事件であった。他領関連事件であり、かつ双方の主張が対立して下手人もはっきりしなかったため、評定所で「再篇吟味」を遂げることとなった。審理の際の各人の供述は調書（「申口」）にまとめられた。

審理では、治右衛門が盗人であったのか、それとも、鉄山の者が治右衛門の所持銀を奪い殺したのかを中心に尋問がなされた。奉行側は、については、治右衛門を盗人と主張する鉄山の者たちの論拠を批判し、治右衛門が盗人であるという証拠はないと結論づけた。しかし、については、鉄山の者たちによる奪取の可能性については否定的な心証を形成するが、治右衛門の所持銀の有無につき結論を出すことができなかった。そのため、奉行より老中に差出された伺いは、については、治右衛門が盗人という証拠はない、については、吟味の手懸りがなく、つまり、「分からない」という内容のものであった。

このような伺いに対し老中は、独自の判断で犯罪事実を認定し、有罪・無罪の指令（下知）を下した。老中の指令（判決）は、被害者側の復讐感情を満足させることを意識していた。また、微罪は見逃し、重科人を罰するという方針がとられていた。全国統治に責任を持つ幕府最重職者として老中は、断固とした判決申渡しを指示している。

本件は「出入筋」の手続で取扱われた事案であった。しかし、判決文は、それぞれ別個の内容のものが別々に申し渡され、請証文も一人にのみ申し付けられるなど、従来の「出入筋」でのあり方とは大きく異なる様子が見られた。

「出入筋」は民事事件を取扱うことが多く、「極めて当事者主義的である」という評価もあるが、その審理は、「担当役人の取調べに対する答弁」を求める「糾問審理」ともいえるべきものであった。訴訟人、相手方がそれぞれ奉行所役人から尋問されるあり様は、律令の「断獄」手続のもとでの「双方糾問主義」を相起させるものがある。

江戸幕府の司法は「伺・指令型司法」であり、下級機関は判決原案を付して上級機関に伺うことになる。本件「人殺出入」では、事件の真相を解明できなかったため、奉行は判決原案なしの伺いを行っている。奉行の伺いは「判決なき伺い」と言っても過言ではなかった。当時、このようなことがしばしば行われていたとすると、この時期は、「伺・指令型司法」の「通常のあり方」がまだ十分確立していなかったようにも思える。

評定所での審理は、全体として見ると、証拠にもとづいた裁判、偽装工作や内通、買収などを許さぬ公正で権威のある裁判の実現に努めていた。私は、著書『近世の非合法的訴訟』において、近世（江戸時代）の裁判における審理の不公正さを指摘した。これは主に地方の裁判機関を念頭に置いたものであったが、中央の評定所での裁判もこの問題から逃

## 様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19 (共通)

れることはできなかった。江戸時代初期の一六五〇年代後半、明暦から万治にかけて幕府評定所で争われた宇和島藩と土佐藩の漁場入会をめぐる争論(沖之島争論)は、縁故、賄賂の力学が大きく作用した裁判であった。本件「人殺出入」の評定所における審理とほぼ時を同じくして発せられた上記正徳二年九月「評定之面々江被仰出候御書付」の第五条には、「権勢の所縁」、「賄賂」により公事訴訟の審理がゆがめられているという「旧弊」がいまだに改まっていないという風聞が絶えないと記されている。この書付の制定者といわれる新井白石の著書『折たく柴の記』には、当時、評定所留役が賄賂で刑を免がれるよう取りはからい、奉行らも留役の言う通りに判決している、と記されている。白石は同書で、評定所一座の奉行たちが、「訟獄の事に心を用ひざる事」を嘆いている。白石の目には、当時の評定所の審理のあり方に大きな問題があると映ったのであろう。こうして見ると、当時の裁判機関は地方も中央も問題をかかえており、公正とはいえない審理を行っていたような印象をうける。

しかし、全国すべての裁判機関を「不公正な審理」を行う裁判機関と決めつけるのは正しい見方とはいえないように思える。「不公正」と思えるような側面もあったという具合に受けとめる方が、より真実に近いように思われる。多くの人々が裁判機関を利用していたことからすると、当時の裁判制度は人々にとって意味のある制度であり、積極的に評価できるものであったのであろう。本研究では、そのような側面について少し触れてみた。

刑事事件について「私人による出訴」がなされ、訴えが受理されて「出入筋」の手続で審理された場合、その審理は、糾問審理であった。実は「出入筋」による民事事件の審理も、糾問審理であった。「出入筋」での審理は、民事も刑事も糾問審理であったのである。そして、この点では、糾問審理である「吟味筋」(刑事裁判手続)での審理と変わるところがなかった。「出入筋」と「吟味筋」との手続き上の違いは、訴訟の進行が当事者の判断に委ねられていた事が指摘されてきたが、刑事事件が「出入筋」で扱われた場合もそう言えるのかどうかは今後の検討課題である。

(9)「私人による出訴」により、幕府中央の奉行所で受理された他領他支配関連刑事事件は、受理した奉行を主任奉行(担当奉行)として評定所で審理・判決申渡がなされる。その手続の理解について、従来の説に誤りがあったことは解明し得たが、それでは新たにどのような体系を対置できるかについては、一定の見通しはつけつつあるが、まだ史料上の根拠を十分固め切れていないので、もう少し、史料を探究し、検討を進める必要がある。その上で本にまとめる予定である。

## 5. 主な発表論文

〔雑誌論文〕(計5件)

- 大平祐一 刑事事件と「私人による出訴」 - 江戸幕府の刑事裁判手続 -  
立命館法学 377号 2018年 1-29頁 査読無  
大平祐一 徳川日本の民事裁判  
韓国法史学会編「法史学研究」第56号 2017年 57-85頁 査読無  
大平祐一 「人殺出入」の裁判記録 - 江戸幕府評定所における刑事事件の審理 -  
立命館法学 371号 2017年 1-21頁 査読無  
大平祐一 人殺出入(二) - 江戸幕府評定所における刑事事件の審理とその特徴 -  
立命館法学 366号 2016年 1-32頁 査読無  
大平祐一 人殺出入(一) - 江戸幕府評定所における刑事事件の審理とその特徴 -  
立命館法学 365号 2016年 1-46頁 査読無

〔学会発表〕(計3件)

- 大平祐一 日本前近代の法と裁判 松園論文および太平論文を素材として  
法制史学会近畿部会 2018年  
大平祐一 徳川日本の民事裁判 韓国法史学会 2017年  
大平祐一 江戸幕府の刑事裁判と「手続の選択」 - 「吟味筋」かそれとも「出入筋」か  
近世法史研究会 2017年

〔図書〕(計1件)

- 大平祐一・水林彪・青木人志・松園潤一郎編  
日本評論社 『法と国制の比較史 西欧・東アジア・日本』2018年5月  
600頁(531~561頁)

## 6. 研究組織

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。